

風水害等共通対策編

第2編

災害予防計画

第1章 気象等観測体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 風水害等に関する調査研究計画

3 町の気象等観測体制

町は、山形地方気象台が観測する気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等の気象データを活用する。

4 観測体制の充実

町は、防災関係機関等と協力して、観測体制の充実・強化を図るとともに、観測情報を相互に提供できる体制の構築を推進するよう努める。

5 風水害等に関する調査研究計画

町は、風水害等対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する風水害に関する調査研究の結果を町地域防災計画に反映させる。